

高知県スポーツ推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県スポーツ推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 県は、スポーツ施設等の充実に向けた市町村の取組を支援し、スポーツツーリズムの推進による地域経済の活性化及び競技力の向上を図ることを目的として、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金額の算定対象となる事業)

第3条 交付金額の算定対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、市町村がスポーツツーリズムの推進による地域経済の活性化及び競技力の向上を図ることを目的として行う事業であって、別表に掲げる要件等を満たす事業とする。

(交付金の交付期間)

第4条 交付金を交付する期間は、交付金事業が完了した年度の翌年度から5年とする。また、交付金事業が複数年度にわたる場合は、事業が完了した各年度の翌年度から交付する。

(交付事業者、交付金算定対象経費、交付金額及び交付限度額)

第5条 交付事業者、交付金算定対象経費、交付金額及び交付限度額は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の使途)

第6条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。

- (1) 減債基金等の基金への積立金（当該施設の整備のために借り入れた地方債の元利償還金に充当）
- (2) 当該施設の整備のために借り入れた地方債の元利償還金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツツーリズムの推進及び競技力の向上に資するものとして知事が必要があると認める事業
- (4) 前3号に関わらず、第16条第2項に基づき行うフォローアップの結果、整備後3年間における施設の入込客数等の実績が交付金事業により設定した数値目標を概ね20%以上下回ることが見込まれる場合は、入込客数の増加に資する事業など数値目標

を達成するために必要な経費に指定することができる。

(交付金事業の採択等)

第7条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金事業を実施する前に別記第1号様式による交付金事業採択申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する書類の提出があった場合には、知事が別に定める審査会に諮り、審査会の意見を踏まえて、交付金事業の採択の可否について決定を行うものとする。

3 採択の決定を行ったときは、当該提出市町村にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合は理由を付して、当該提出市町村にその旨を通知するものとする。

4 市町村は、前項の規定により採択を受けた交付金事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による事業実施計画変更書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 第3項の手続きは、前項の交付金事業実施計画変更書の場合について準用する。

(交付金の交付の申請)

第8条 交付金の交付を受けようとする市町村は、別記第3号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

(交付金の交付の条件)

第10条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第4号様式による交付金事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

(2) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に交付金事業廃止(中止)承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(3) 交付金事業の収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(4) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条に規定する交付目的に沿っ

て、効率的な運用を図らなければならないこと。

(5) 取得財産のうち、規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械及び重要な器具等(この条において「取得財産等」という。)とし、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、市町村が取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(交付金の変更)

第 11 条 市町村は、交付の決定を受けた交付金事業について、次に掲げるいずれかの重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記第 6 号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付金の額の変更(交付金の額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く)
- (2) 前号に掲げる場合のほか、交付金事業の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続きを要すると認めたもの(必要に応じて知事に事前協議すること。)

(交付金の交付の変更決定)

第 12 条 知事は、前条の規定による変更交付申請が適当であると認めたときは、当該市町村に通知するものとする。

(交付金事業の繰越しの承認の申請)

第 13 条 交付事業者は、交付金の交付の決定があつた年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 交付事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第 7 号様式による交付金事業繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付金の実績報告等)

第 14 条 市町村は、交付金事業が完了した年度の翌年度の 5 月 31 日(交付金事業を廃止した場合にあつては、廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日)までに実績報告書(別記第 8 号様式)又は交付金事業

が複数年度にわたるときについては、年度実績報告書（別記第 9 号様式）等を知事に提出しなければならない。

- 2 交付事業者は、取得財産等があるときは、別記第 9 号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、第 14 条第 1 項の実績報告書に添えて提出しなければならない。

（交付金の請求）

第 15 条 交付金の支払を受けようとする市町村は、第 14 条の規定により交付すべき交付金が増加した後に、別記第 10 号様式による請求書を支払を受ける年度ごとに知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告、事業成果のフォローアップ等）

第 16 条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し交付金事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、交付事業者は知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

- 2 交付事業者及び事業実施主体は、交付金事業実施年度の翌年度から 5 年間以上、事業成果等についてフォローアップを行うものとする。
- 3 知事は、必要があると認めたときは、市町村に対し、前項に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、市町村は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

（グリーン購入）

第 17 条 市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達するときは、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）

第 19 条 交付金事業に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 7 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 13 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第 10 条第 1 項第 3 号から第 5 号、第 10 条第 2 項及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 29 日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

交付事業者	交付金算定対象経費(注1)	交付金額	交付金事業費限度額
市町村	市町村が行う以下の要件に全て該当する施設の整備費（設計費、設備整備費及び備品購入費を含む。ただし、国費相当額を除く。） ①高知県スポーツ推進計画及び高知県産業振興計画地域アクションプランに位置づけられたもの ②当該競技において、県内の拠点となる施設として、スポーツツーリズムの推進や競技力の向上に資するもの ③市町村の総合戦略等へ位置づけられたもの ④全国規模の大会の誘致が可能なもの ⑤施設来場者が年間で概ね3万人以上見込めるもの 備品購入費は、施設とあわせて整備する場合のみ対象とし、当該施設の通常の利用において、社会通念上一体的に必要なとされる備品とする。	過疎対策事業債等（過疎地域の市町村にあつては過疎対策事業債を、過疎地域以外の市町村にあつては地域活性化債をいう（辺地対策事業債、又は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を充当する場合に限り一般補助施設整備等事業債（補正予算に伴うもの）も可）。以下同じ。）の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額とする。 交付金額は、交付金算定対象経費に過疎対策事業債等を充当したものとして算定し、また、過疎対策事業債等の対象外の備品購入費がある場合でも、最も有利な過疎対策事業債等を充当したものとして算定するものとする。 なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする	事業費の上限額 600,000 千円

(注1)交付金算定対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 用地の取得及び整地に要する経費（施設整備の際に、主たる施設等の整備と一体的に行う整地に要する経費を除く。）
- 2 既存の施設、設備等の撤去、処分等に要する経費（撤去等を行わなければ施設等の新設又は改修ができない場合を除く。）
- 3 職員の人件費
- 4 既存施設の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの
- 5 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費
- 6 1から5までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費